

Title	財政学の基本的課題に関する疑問と解釈：財政学の前進拠点の再検討
Sub Title	Reexamination of some fundamental questions of the fiscal science
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.9 (1962. 9) ,p.777(1)- 804(28)
JaLC DOI	10.14991/001.19620901-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

広田司朗著『ドイツ社会民主党と財政政策』	大島通義	78
近藤康男編『北洋漁業の経済構造』	高山隆三	79
L・ヨハンセン著『経済成長の多部門分析』 西川俊作訳	浜田文雅	80
木村保重著『貿易と分配』	深海博明	80
江沢譲爾著『産業立地論と地域分析』	高橋潤二郎	82

財政学の基本的課題に関する疑問と解釈

——財政学の前進拠点の再検討——

高木寿一

一、はしがき

いま財政学の課題の一つは、財政学の前進拠点を再吟味することであると思う。ここに提示する疑問の多くは、ことに高度の研究段階に前進している人々にとっては、余りにも初歩的であると思うであろう。しかし私は、初歩的であると思われることの中に、基本的な課題が潜在していることがあると思う。高い研究段階に進みつつある研究者が、その出発点において、自明なこと又は negligible であると考えて、充分に検討せずに前進してしまつて、研究が前進するにつれて、次第にその結果（あるいは欠陥）が大きく現われてくることも、あり得ることである。私がここに提示する疑問と解釈が、あまりに初歩的であると思うことがあつても、それは財政学の前進拠点を再検討していることと理解されたい。なお他の機会に発表したことがある課題も含まれているが、いずれも改めて若干の説明を加えてある。

一、社会経済における public sector の構成——

財政の領域に関する解釈について

現代の英米の学者「ことば fiscal theorists あるいは厚生経済学の立場にある諸学者は、社会経済内における「財政」の領域を public sector in the economy と解釈していることが多い。一九五〇年代における若干の代表的な例を示そう。

U. K. ヒックスは、public sector を構成するのは「(1) 中央政府の行政諸活動、(2) 中央政府によって統制されているが、名目的には独立している形になっている社会保障制度の諸活動、(3) 地方公共団体の行政的諸活動と、併せて地方団体の営利的事業であつて国有化の趨勢からとり残されているもの、特にその住宅施設の諸部局、(4) 或る一定の中央の諸部局 (例えば Board of Trade および Ministry of Food など) および大国有化産業の経済的諸活動」であるという (U. K. Hicks, British Public Finances (1954) p. 9——遠藤・長谷田教授共訳、イギリス財政史、九頁参照)。

またマズグレーブは、その著作を Public Finance の理論に関する研究というよりは「Staatwirtschaft という有用なトインツの概念に従つて」public economy の理論の検討と云つた方がよかつたかも知れない」と云う (Theory of Public Finance (1959) Preface, VI——木下教授監訳、序文二頁参照)。マズグレーブにおいては、public economy と public household とは特にその区別を明示していない——同じ意味に用いられている。

マズグレーブは第一章「公共家計 (public household) の複合理論」の冒頭で「近代資本主義は a mixed economic system である……market sector とともに、公共経済 (public economy) という規模の大きくまた極めて重要な領域 (sphere) を含むでる」と云う (p. 3 訳書三頁参照)。マズグレーブにおいては、public economy ということは、社会経済生活における public sector であり、それは public household である。また「public sector はその理論的構造において、market sector と

異なるが、いずれも活動している同一の経済のなかで密接に依存しあう二つの部分である。その相互依存関係は二重経済組織 (a dual economic system) における予算政策の最も重要な一つの特徴である。……予算計画の特殊の目的を達成するために着手される政策は、経済の market sector においてそれが喚び起こす反応を考慮に入れるように工夫されねばならない……(予算)政策の決定は、経済の private sector がいかに運営され、そして各種の政策に対してどのような反応を行うかの理解を基礎として行われなければならない」という (p. 49——訳書七三—四頁参照)。また「経済の public sector と private sector とは活動している同一の経済の相互に依存している部分と認めなければならない。……経済の public sector は private sector に劣らず重要な遂行すべき機能 (functions) を持つており、いずれのセクターも他のセクターの協力なくしては存在し得ない」という (p. 51——訳書七五—六頁参照)。同書第十章の冒頭では「第二部の大部分を通じて、われわれは public sector と private sector の規範的な (normative) 理論における或る一定の基本的な相違を取扱った……ここでこれらの規範的な諸問題から離れて、所与の予算目的を実現するについて生ずる諸問題に移る……われわれは private sector と public sector の諸操作 (operations) は相互依存的であることを認めなければならない。また両者はともに同一の経済内において働きをなしており、同一の一般均衡体系の部分を作している」という (p. 205——訳書三〇七頁参照)。マズグレーブの解釈においては、同一の社会経済 (または社会経済生活) は、相互に依存関係にある public sector と market sector あるいは private sector によって構成されている。混合経済組織または二重経済組織において public sector に対するものとして、private sector と market sector とは同じ意味に解せられているものと思う。

一九五四年にブラウリーとアレン共著の「財政の経済学」の改訂第二版においては、「以前の財政学の諸研究では政府支出・収入・借入を個別的に取扱うのが典型的であったが、いまはそのような個別的な取扱い方に重きを置かなくなっている。財政学は急速に公共経済 public economy の研究になっている」。「政府の活動には種々の規制的活动があるが、われわれが

財政学の基本的課題に関する疑問と解釈。

主として関心を持つのは規制的活動ではなくて、政府の資金の調達と使用の諸活動の諸効果である。われわれが public economy と呼ぶのは、一つの経済単位としての政府の領域 (area) である」という (Brownlee and Allen, Economics of Public Finance, 2nd Edition p. 5, p. 9 — 永田清沢四頁、八頁参照)。

ここに一九五〇年代における英米の学者の代表的な解釈を例示したが、U・K・ヒックスにおいては public sector は四つの構成要素を内容とする中央政府および地方政府 (その関係諸機関と諸事業の活動を含めて) — 総括して政府の経済である。マズグレイブにおいては、public sector は public economy であり public household であるから、政府の経済を意味している。ブラウンリーにおいては、public economy は一つの経済単位としての政府の経済である。

これらの諸学者の解釈において、その表現は public sector であり public economy であっても、いずれもその意味するところは政府の経済である。それはワグナーが財政は国家または公共団体をその行政上に代表する機関すなわち政府を経済主体とする個別経済であると言い、財政を国家 (公共) 家計と同じ意味に用いている解釈と、実体的には異なるところがないことになる。私は社会経済現象としての財政の研究を進める出発点 (前進拠点) として、社会経済内において (または社会経済生活において) 財政が占める地位または領域、財政活動が行われる過程 — 財政活動の目的実現の過程を正しく把握することは財政学にとって基本的な課題であると思う。しかるに、それらの課題が未だ十分に検討され把握されていないのではないかと思う。

いまここに例示したU・K・ヒックス、マズグレイブの public sector の解釈、ブラウンリーの public economy の解釈について少しも疑問を持たない人が多いかもしれない。私がそれらの解釈に誤りがあるとか、財政学の前進拠点の把握を誤らすと云えば、意外とする (または暴言だと思ふ) 人々もあろう。ヒックス、マズグレイブそのほかの人々の大きな業績に圧倒されて (私もこれらの諸学者の業績の大きいことは高く評価しているが)、またはそれが一般に承認されている解釈になっている

という事実^トに圧されて、その一般に承認されている解釈に対して疑問を表明することを避けている人々もあるかも知れない。私は一般に承認されている解釈であっても、自らその解釈を吟味して、その上でその解釈を自分も承認するか、または承認し得ないかを自ら判断すべきであると思う。自ら検討しないで、ただ一般に承認されているという事実だけを頼りにして、無批判的に承認することなどは、学問研究の態度ではないと思う。

ここで問題にしているU・K・ヒックスおよびマズグレイブの社会経済における public sector という解釈は、その意味内容は government sector である。ブラウンリーの public economy の意味内容も government economy である。U・K・ヒックスの多くの読者は、それは判り切ったことだ (疑問の余地のない自明のことだ) public sector in the economy を経済の公共部門とも政府部門とも云う — 同じ意味であると云うであろう。わが国の書物で public sector を公共部門と訳している人も政府部門と訳している人もある。同一の書物のうちに、或る場所では公共部門、他の場所では政府部門と訳されている例もある。それらの事実^トは、public sector を経済の公共部門 (または公共領域) と云っても政府部門 (または政府領域) と云っても全く同じであると解釈していることの結果である。ところが、社会経済 (または社会経済生活) における public sector はそのまま government sector ではなく、public economy はそのまま government economy ではなく、社会経済における public sector は government sector よりもその領域が大きい。government sector は public sector の根幹をなしている部分であるが、この government sector は public sector のすべての領域を示すものではない (私はここまでは public sector の訳語を示さないで原語のまままで表現してきたが、それは一般の慣用訳語が、私が云おうとする意味を誤解させる危険があると考えたからである)。public sector と government sector の意味を検討しようとするとき、ここでもそのような吟味 (検討) はいかなる意味 (ここでは重要性) があるのか — この問題を検討してどのような実益があるのか — 或いは全く negligible なことであると考える人もあるかもしれない (多いかもしれない)。しかし私は public sector と government sector の吟味は、決して疑問の余地のない自

明な問題でもなく、全く実益のない問題でもなく、negligible な問題でもないと思う。それは社会経済現象としての財政(財政現象)の研究の前進拠点を正しく把握するために基本的に重要な課題であると思う。

私は public sector と government sector とは全く同じ意味であるという一般に承認されている解釈は誤りであると思う。その誤った解釈に導いたのは、社会会計の立場における社会経済構造の分析方法が、またその分析の結果が、そのまま財政学の分野に採り入れられている(浸透している)ことに、その原因があるのではないかと思う。

J・R・ヒックスは Social Framework (酒井正三郎教授訳、経済の社会的構造)の第一章の終りの部分で「経済組織 economic system)を交換組織(a system of exchanges)と見なし得るといふ原則(rule)に対する唯一の実質的な制約(the only real qualification)は、中央および地方の政府の経済諸活動から生じてくる」と云い、また「社会主義においても、われわれが経済組織を交換組織と見なすことを妨げるものはない。実際に、本書における経済理論の大部分は、私的企業のシステムを基礎とする国家に対して適用し得ると全く同じく、社会主義国家にも適用し得る。いずれの場合においても、われわれは経済組織を、消費者の欲望を(集合的欲望 collective wants を含めて)充足するための生産者の協業(cooperation)と見ることができ。或は他の立場から云えば(alternatively)、「課税に関する制限を別として」、経済組織を相互交換の組織と見なすことができる」といふ(3rd Edition, p.19-21. 酒井訳二七―八頁参照)。私は J・R・ヒックスのこの解釈——現代の資本主義国家および社会主義国家の経済組織が交換経済のみによって構成されているという解釈に疑問を持っている。J・R・ヒックスはこの書の序文で、「本書の大部分は社会会計 Social Accounting の研究に充てられている」といふ。社会会計による経済(社会経済構造)の分析が極めて有用であること——その実践的価値が極めて大きいことは、私も十分に認めている。しかしまた、社会会計の立場からすれば、このように解釈し、分析し処理するということ——社会会計の理論によって分析された結果と、その分析の対象となった社会経済的事実とが、常に必ずしも同じであるとは云えない。社会経済における public sector の構成内容の問題もその例とならう。

社会会計は事後的(ex post)な計算体系である。経済諸単位が或る期間の経済活動の結果を表示しているのであって、その経済活動が行われる経済過程(経済諸単位間の経済的結合過程)は現われていない。その結果として、社会会計による経済の分析においては——事後的な計算体系が示しているものには、社会経済構造を交換経済組織として分析する結果として government sector だけが表面に現われて、public sector の他の部分、は裏にかくされてしまう(またはかくれてしまう)ことになる。その結果として public sector はすなわち government sector であり、government sector と全く同じものであると解釈されることになるのであろう。しかし、これまでの説明では、まだ多くの読者は私が云おうとしていること——私の解釈の意味を理解されないかも知れない。若干の説明を要するであらう。

国家(公共団体)は、国家(公共団体)を代表し、その権力を行使する政府と人民とから構成される地域社会である。同一の地域(国家領域)において、社会経済生活に参加している人々は——或る構造を持つ社会経済の内で経済活動を行っている人々は(またその経済活動において或る経済構造を作り出している人々は)、それぞれの私経済的諸単位として、或る経済的結合関係を持っている。同一の地域(同一の国家領域)において社会経済生活に参加している人々は、それぞれ私経済的諸単位として、国家(公共団体)を代表する政府(中央政府および地方政府)との経済的結合関係において、基本的な結合関係は、(1)任意(自由)交換による結合関係Ⅱ市場経済関係と、(2)国家(公共)権力による支配↓被支配の関係における結合関係Ⅱ公共経済関係である。この二つの基本的結合関係によって、同一の社会経済において、(1)交換経済的領域と公共経済的領域と、(2)公共経済的領域とが存在することになる。同一の社会経済がこの二つの経済的領域(市場経済的領域と公共経済的領域)によって構成されている。前記のように、J・R・ヒックスが社会会計の立場から社会経済構造を分析して、現代の経済組織を(資本主義社会についても社会主義社会についても)交換経済組織とみてよいと云っているのは、社会会計の分析方法

財政学の基本的課題に関する疑問と解釈

による処理の結果を云っているのであって、その分析の対象としている社会経済が交換経済組織(または交換経済的領域)のみによって構成されているのではない。またU・K・ヒックスおよびマスグループが、同一の社会経済の内に、private sector または market sector と public sector の領域があると云っている場合にも、その解釈には社会会計の觀念が浸透している結果を現わしているように思う。

U・K・ヒックスおよびマスグループが経済内の private sector と云うのは、私的会計および私的事業体(営利的事業および非営利事業を含めて)としての私経済的諸単位を一括して一つのグループとして把握している。そして government sector と区分しているのである(その場合に public sector として区分しているが、もし両者を同じものと解釈するならば誤りである)。

私的会計および私的事業体としての私経済的諸単位(それらを一つのグループとして表現すれば private sector)は、国家(公共団体)を代表する政府(government sector)との経済的結合関係において、(1)任意(自由)交換関係において結合している領域が社会経済の market sector in the economy である。前記のようにマスグループが経済の market sector および private sector と public sector の相互依存関係の重要性を強調しているが(その重要性を強調することは正しいが)、その相互依存関係を持つのは、マスグループが云う意味での market sector または private sector と public sector ではない。

同一の地域社会において、私経済的諸単位は同時に国家(公共団体)を代表する政府と支配↓被支配の関係において、社会経済において公共経済的結合関係を持ち、私経済的諸単位と政府とによって形成される公共経済的領域が存在する。この領域が社会経済の public sector である(公共経済領域は government sector のみによって形成されるのではない)。

したがって、U・K・ヒックスおよびマスグループの例に示される(また一般に理解されている)解釈は、社会会計の分析の結果を現わしているが、その分析の対象となっていない事実を正しく示していないことになる(社会経済を構成している事実の理解を誤らすこととなる)。経済の market sector と public sector の相互依存関係の重要性を強調することは確かに重要な

意味のあることであるが、それはマスグループが云う market sector および public sector とは違う構成内容を持つている market sector と public sector の相互依存関係である。(1) government sector と private sector とが自由交換関係において結合されている社会経済の market sector と(2) government sector と private sector とが自由交換関係に結合されている社会経済の public sector との相互依存関係である。また、この二つのセクターの相互依存関係の重要性を強調するならば、その相互依存関係の実現過程を示さなければならない。しかし、事後的な計算体系である社会会計による分析においては、この相互依存関係の実現過程が示されていない。私経済的諸単位および政府(中央・地方政府)の経済的諸活動―市場経済的過程および公共経済的過程において行われた経済的諸活動の結果を事後的に示しているだけである。

再言すれば、同一の社会経済内において、私経済的諸単位(これを一つのグループに一括すれば、private sector)と政府(中央政府と地方政府、その関係諸機関と諸事業の活動―これを一つのグループに一括して government sector)とが自由(任意)交換関係で結合して形成する市場経済的領域(market sector)と、同時にその私経済的諸単位と政府とが支配↓被支配の関係において結合して形成する公共経済的領域(public sector)が存在している。私経済的諸単位も政府も、同時に、市場経済領域(market sector)と公共経済領域(public sector)の構成要素である。

財政活動の主体は財政主体である政府は(国家・公共団体を代表し、またその権力を行使する政府は)、公共経済における経済単位であり、公共経済を形成する私経済的諸単位に対して支配↓被支配の権力的関係において、経済主体としての地位を占めている。

財政主体である政府は、公共経済的過程と市場経済的過程において資金・財貨および用役を調達して、その調達した資金・財貨および用役を公共経済の主体として処分する。その処分によって国家給付を作出し国内および国外に提供する。それらの形態の財政活動によって私経済的諸単位(それを一括して云えば経済の private sector)に働きかける。その財政活動の私

経済的諸単位への働きかけに対して、私経済的諸単位における反応または抵抗が現われる。財政活動に対応して、公共経済領域と市場経済領域の構成要素である私経済的諸単位の種々の形態の調整活動が現われる。

ここで、或は一般の人々の理解が不充分であると思う一、二の問題を提出して置こう。
 財政活動の主体は政府（中央・地方政府）であるが、財政活動は（したがって財政現象は）、財政主体である政府—公共経済における経済主体である政府の経済領域（または経済の government sector）のみの現象ではなく、私経済的諸単位（一括して経済の private sector）に介入して、財政現象は私経済的諸単位の活動の一部を現わしていることになる。

国家（公共団体）を代表する政府が、その公共権力を行使して、私経済的諸単位から租税の形態で購買力（資金）の強制徴収を行うことは、財政活動の典型的形態であり、財政現象の典型的形態である（公共経済現象の典型的形態でもある）。その課税は財政活動の主体である政府の立場から云えば資金（物納税の形態もあるから貨幣価値物）の強制調達（強制獲得）であるが、納税者としての私経済的諸単位にとっては強制調達されることである。公共経済領域を形成している私経済的諸単位が納税するという経済活動は、課税によって強制された——納税という形態で強制された資金の処分である（または強制された貨幣価値物の処分である）。その強制された資金の処分を行うことも財政現象である。強制調達することだけが財政現象で、強制調達されることは財政現象ではないとは云えないであろう。その納税と云う形態で強制された資金の処分によって、当該私経済単位の税引可処分所得が減少する。その減少分は財政活動がその私経済単位の生活に権力的に介入していることを意味している。私経済的諸単位の経済活動にも——経済生活にも財政現象が含まれていることになる。

また財政活動の主体である政府が、公共経済的過程を通して（無償で）、私経済的単位（私的的家計または私的企業）に生活補助金または事業補助金を交付する場合がある。例えば生活困窮者の家計に生活保護法による生活扶助金が与えられて、その困窮者は政府から与えられる生活補助金のほかには収入がない場合を（或は極く少額の収入しかない場合を）例とすれば、当

該私的的家計の経済生活の二分の一の部分（またはそれに近い部分）は、生活補助金の無償給付という財政活動によって充たされている。その支給された補助金を支出して生活消費財を購入することは（その私的的家計の二分の一余の部分——支出面だけが）市場経済現象であり、その私的的家計の収入面の大部分は財政現象を現わしている。私的企業に対する事業補助金についても、その事業補助金が当該私的企業の収入における比重によって、程度の相違はあるが、その私的企業の経済活動のうち補助金を受けとること（収入面）において、財政現象が含まれていることになる。但し、誤解を避けるために云って置くが、私経済的諸単位に——一括して経済の private sector に——対して財政活動が介入することによって私経済的諸単位の経済生活に財政現象が含まれることになるのは、国内補助金の場合に限られると云っているのではない。ただその一例として示しているだけである。

財政活動の主体である政府が、資金の強制調達を行う課税（positive な課税）は財政活動の一つの典型的形態であり、その課税によって資金を強制調達される私経済的諸単位においては強制された資金の処分であり、私経済諸単位（一括して private sector）に財政現象が含まれていることになる。この事実を認めるならば——認めざるを得ないであろうが——negative な形態の課税の場合についても（逆な方向で）同じことが云えよう。私経済的諸単位に対する補助金は negative な課税と解釈することができる（租税特別措置による課税の減免も補助金の一形態——いわば「かくれたる補助金」である）。

但し、巨視的に集計量で表示して、また事後的な計算として government sector と private sector との相互関係を見て、positive な課税額と negative な課税額（ここでは補助金額）を差引いて、純課税額だけが表示される場合には negative な課税としての補助金が消えてしまうことになる。その結果は私経済的諸単位に対する補助金は private sector に含まれる財政現象であるという事実が隠蔽されてしまうことになる。巨視的な集計量を事後的な計算として現わしている社会会計の方法による分析の結果は、分析の対象としている事実をそのままに現わしていないことになる一つの例にもなる。

国家および(公共団体)を代表している政府と私経済的諸単位とは、支配と被支配の関係において社会経済の公共経済的領域 public sector を形成しているが、公共経済現象は、またその主要部分である財政現象は、経済財の強制的調達と強制的処分の現象のみではない。経済財の強制的(または権力的)な調達と処分が財政活動の——したがって財政現象の——典型的形態であると云う意味である。財政活動であつて強制的性質を持たない調達も処分もある。国民が(私経済的諸単位が)全く任意に資金・財貨または用役を無償で提供する場合もある。財政主体である政府にとっては強制的でない調達であり、提供者である私経済的単位においては任意処分である(経済活動は経済財の獲得活動であるという解釈をよく見るが、経済財の処分も経済活動であると思う。念のため付言しておく。)

財政現象は公共経済現象の典型的形態であるが、財政現象でない公共経済現象もある。ここで「公共財」の問題の例を示して置こう。公共財の無償提供は公共経済現象であることを否定する人もなかるうと思う。公共財であるか公共財でないかの区別について、その財の所有者が国家または公共団体を代表する政府であるか——国有(公有)であるかによって区別しようとする人がある。私は国有または公有であることは、その財が公共財であるか公共財でないかを区別する条件にはならないと思う。公共財には国有・公有のものが多くということは事実であるが、私的所有のものは公共財でないことにはならないと思う。簡単な一例として、公共財の一形態としての道路について云えば——それは経済的には社会的間接資本の機能を持つが——国道・公道(都道・府県道・市町村道)のほか、私道(私経済的諸単位が所有する道路)がある。この私道も公共財であり、また社会的間接資本の機能を持つている(日本全国でこの私道の総延長と総面積はかなり大きいと思う)。

二、財政活動の諸形態の分析とそれに関連する若干の問題

国家・公共団体を代表し、財政活動の主体である政府は、同一の社会経済の二つの領域(公共経済領域 public sector と市場経済領域 market sector)において二つの地位を持っている。それぞれの領域において private sector に対して government

sector を形成している。そして政府(中央および地方政府)は、公共経済的過程と市場経済的過程において——この二つの経済的過程において資金・財貨および用役を調達する。その調達した資金・財貨および用役を処分して、有形の公共諸施設を作出しまたは有形の諸施設を作出しないで、国家(公共)給付として用役・財貨・貨幣を提供する活動を行う。それらの財政活動の諸形態を次に表示しよう(本稿一四頁参照)。

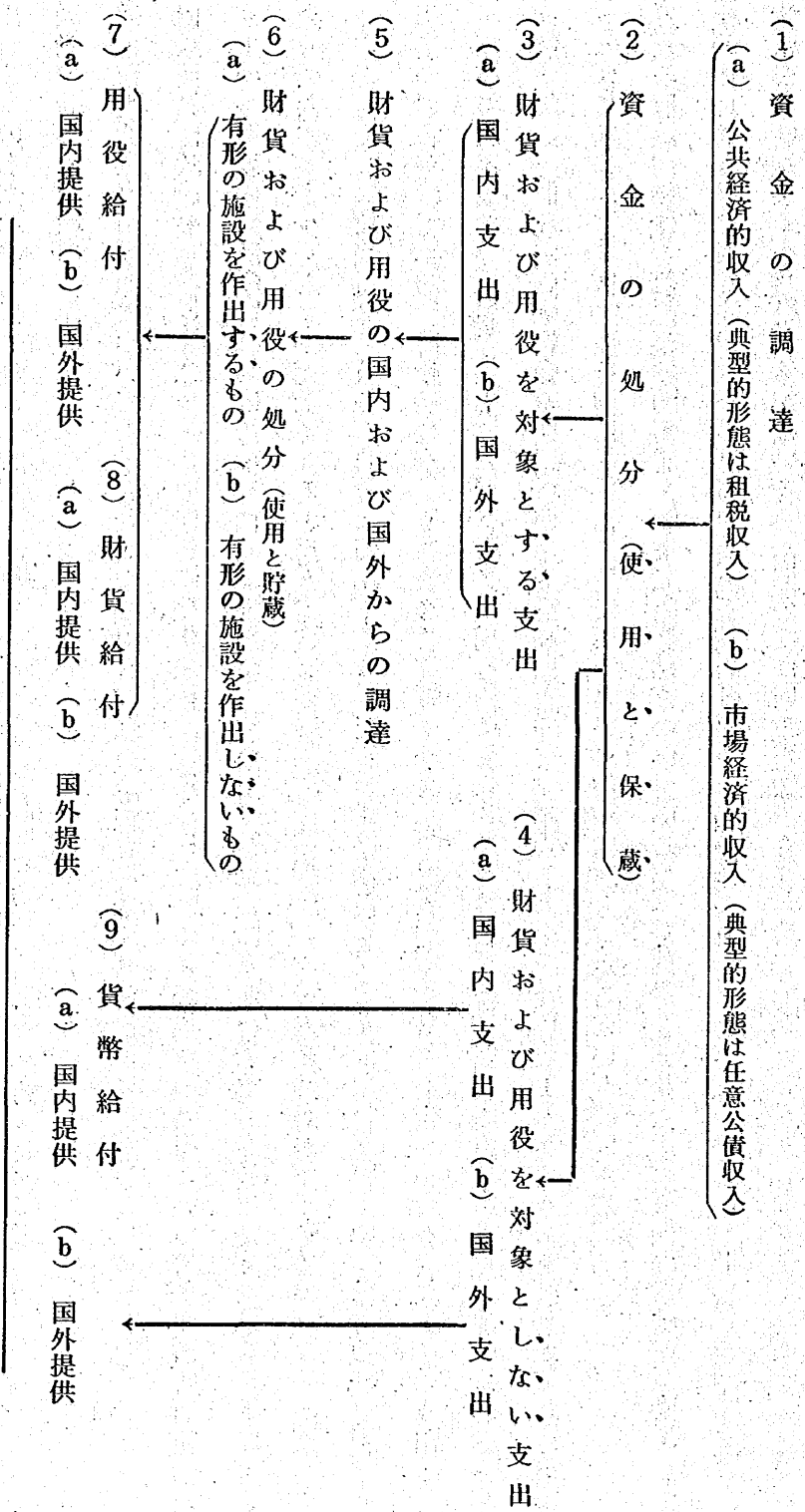
近代財政活動の諸形態について若干の疑問を提出し、私の解釈を提示する。

財政活動は政府の money-raising and money-spending activities であると解釈する人も多い。例えば前に引用したブラウソンの「財政の経済学」における解釈にも関連を持っている。私は財政活動は資金の調達と使用の活動であるという解釈は誤りである——少くとも不完全であると思う。資金の調達と使用によって財政活動が完了するのは、一四頁の表で云えば、(1)資金の調達↓(2)資金の処分(使用)↓(4)財貨および用役を対象としない支出↓(9)貨幣給付(国内提供と国外支出)の場合だけである。財政活動が(1)資金の調達↓(2)資金の処分↓(3)財貨・用役を対象とする支出↓(5)財貨・用役の調達↓(6)財貨・用役の処分↓(7)用役給付と(8)財貨給付(それぞれ国内提供と国外提供)の形態をとる場合を理解すれば、財政活動は資金の調達と使用の活動によって完了するのではないことが判らう。それ故に、私は財政活動は money-raising and money-spending activities であるという解釈は誤りであるというのである。

近世の財政活動は一般に経験的事実として貨幣と結びついているが、貨幣がない社会——または貨幣が貨幣としての機能を失っている社会においては、財政活動は存在し得ないか——財政現象は存在し得ないかという問題がある。

貨幣がない社会——貨幣関係がない社会においては財政現象は存在し得ないかという問題は、全く架空な社会を想定していることで、そのような問題は全く検討に値しないと思う人々があるかもしれない(或は多いであろう)。ところが過去の経験的事実として、戦時共産主義の段階、殊にその後期の段階のソ連においては、貨幣が貨幣としての機能を失って、貨幣関

(財政活動の諸形態)



係がない社会においても財政現象は存在した事実を証明する。売買による交換(商品流通)が禁止され、また貨幣(ルーブル紙幣)の価値は事実において無価値になるまで下落して貨幣はその職能を失ってしまった。財貨および用役は国家権力によ

って無償で徴発され、また無償で人民に提供された。貨幣なくして——貨幣関係なくして、国家を代表する政府が財貨および用役を強制調達し、その財貨と用役の処分が行われて、財貨と用役の提供という形態の国家給付(財貨給付・用役給付)の国内提供が行われた。貨幣なくして財政活動が行われたのである。

私は約三十年ほど前に、井藤半弥博士の「財政学原理」(昭和六年)を読んで、一九一八年第一回全ロシア国民会議で財務委員が報告演説の冒頭に述べたことが記されていたことを、いまでも記憶している。その財務委員は「共産国家においては、元来、財政制度は存在の理由がない。故に労働ロシアに現在なお財政なるものがあって、私が諸君の前に立つという事実について、先ず諸君の宥恕を乞わなければならない」と述べたという(同書二五―六頁参照)。当時のソ連の財政指導者は、共産主義国家においては——商品流通がない社会においては、財政活動——財政現象は存在しない筈であると考えていたことを現わしている。また当時のソ連の指導的な経済学者であったブハーリン(Bucharin)の「転形期の経済学」(一九二一年)に「資本主義商品生産を基礎とする社会の終焉は、同時にまた経済学の終焉を意味する」という有名な章句がある(佐野文夫訳、四頁参照)。商品生産—商品流通がない社会(貨幣関係のない社会)であっても、物質的基礎を持たない社会はない。経済生活のない社会はない。その経済生活の現象を研究するのが経済学ではないか。共産主義社会には共産主義社会の経済学がある筈である。前記の財務委員のことは、ブハーリンのことに現われている解釈と相通するものがあると思う。しかし、それは既に四十数年も前のことである。

ソ連の現在の段階は社会主義の段階で、共産主義への移行の準備段階であるという。一九五二年にスターリンは、もし将来、共産主義社会に移行すれば「国家は死滅して行くが社会は残る。国民的所有の継承者は社会そのもの、即ち中央指導機関である」という(スターリン、一九五二年九月二十八日付論文)。その場合にも、その中央指導機関が共産主義社会を指導して行くために——その任務を遂行するために、何等の形態の労働—用役の提供もなく、何等の財貨も用役も調達し処分する

財政学の基本的課題に関する疑問と解釈

ことなくして中央指導機関がその任務を遂行し得る筈がない。中央指導機関の担当者が無償で任意に労務を提供しても、無償で財貨および用役を調達し処分しても、その財貨および用役を調達し(任意の提供を含む)、またそれらを処分することは財政活動である。たとえ、共産主義社会になっても、その社会が貨幣関係のない社会であっても、財政活動—財政現象は存在し得ると私は解釈している。

資本主義社会における財政活動にも(貨幣関係がある社会の財政活動にも)、前記の財政活動の諸形態の(1)資金の調達↓(2)資金の処分↓(3)財貨・用役を対象とする支出の過程を通じないで、所要の財貨または用役を強制的に無償調達する場合がある。いわゆる「隠れたる経費 concealed expenditure」である。昭和年代の始期には、この「隠れたる経費」の部分は、資本的計算の範囲外に属するものとして、一応、経済外の事象と見なされているものであるという解釈があった(例えば、大内兵衛博士の財政学大綱、上巻、昭和五年、一八三頁参照)。この「隠れたる経費」は、市場経済現象ではないが、公共経済的過程を通ずる財貨および(または)用役の調達であり、公共経済現象である。隠れたる経費は経済外の現象であるという解釈は、社会経済が市場経済領域と公共経済的領域とによって構成されている事実を理解していないことに原因する。社会経済現象としての財政現象の理解を誤っていることになる。

前記の「財政活動の諸形態」の(6)財貨および用役の処分↓(7)用役給付および(8)財貨給付に関連して、私は一つの疑問を持っている。ソ同盟科学院経済学研究所著「経済学教科書」は近年の重要な経済学書の一つであると思つてゐるが、その序論で「社会で生産される生産物は、生産的消費か個人的消費かに役だつ……」という(一九五四年版、日本訳六頁、増補改訂版一九五五年版、日本訳八頁参照)。社会的生産物が生産的消費と個人的消費に役だつと云うだけで、国家(公共)消費という事実を云わないのである。増補改訂版の「まえがき」では、「教科書に対してなされた批評や希望はすべて綿密に研究し、教科書を改善するのに役だつものは、みな利用するようにつとめた……」と云っている。しかし、右の引用句は第一

版と同じで社会生産物の国家(公共)消費を認めていないのである。第一版の読者——ことに各国のマルクス主義経済学者はひとりも、国家(公共)消費の事実を指摘しなかつたのか。それともその誤りを指摘したのに、著者集団が教科書の改善に役だつものとして採用しなかつたのであろうか。私は不思議なことだと思つてゐる。

財政主体である政府が、公共経済領域と市場経済領域において二つの地位を持つことに関連して、任意公債(ここでは内国債)の性質に関する解釈の問題がある(前記の「財政活動の諸形態」の表式における(1)の(a)の場合である)。

バステブル(Bastable)、ハーベルヒ(Habergh)、ルッツ(Lutz)などの解釈にも示されているように、近代財政学の通説とも云われる解釈は、公債は国家・公共団体の債務であつて信用一般の一つの形態である——公債が私債と異なるのは債務者が公共権力体であるか、公共権力を持たない私人(個人または法人)であるかによるのである——公債と私債とは本質的な相違はないというのである。ところが、一九三〇年代後期↓四〇年代始期には、公債(内国債)と私債とは本質的な相違があるという解釈が現われている。スウェーデンのペーデルゼン(Pedersen)の解釈であつて、それを米国のハンセンが承認し継承している。通常の意味における債務は二つの特徴を持ち、その特徴がなければ債務とは云い得ない——その特徴とは、(1)資金に対する処分権が一つの経済単位から他の経済単位に移転すること、(2)その債務の償還が行われる或る期間にわたつて、債務者の負担が分配されることである。しかるに国家がその人民から資金を借入れる場合、内国債にはこの二つの特徴がいずれも存在しない。内国債は右の二つの本質的特徴を持たないから、通常の意味の債務ではない。一つの経済単位からの経済単位への資金の移転がない。負担が将来の世代に転嫁されることもない。内国債が通常の債務—私債に類似しているのは全く形式にすぎない。したがつて、内国債と私債とは本質的な相違がないと認めることは明らかに誤りである、と云うのである。ハンセンはこのペーデルゼンの解釈を承認している(Weltwirtschaftliches Archiv (Mai, 1937) SS, 472-4. Hansen, Fiscal

Policy and Business Cycles (1941), pp. 140-4. 都留重人訳、財政政策と景気循環、二四二—二五頁参照)。

財政学の基本的課題に関する疑問と解釈

内国債の形態の公債と私債とは本質的な相違がないという解釈と、本質的な相違があるという解釈の相違が現われているのは、どこにその原因があるか。その根本的な原因は、社会経済における市場経済領域と公共経済領域——市場経済的および公共経済的の二つの結合関係と経済過程が存在することの理解の不足にあるのではないかと思う。卒直に云えば、現代の社会経済が二重経済 a dual economy である——或は混合経済 a mixed economy である——と云う場合に、いかなる構成において dual であり mixed であるのかが、正確には把握されていないことにも原因があるのではないかと思う(何等の疑義も持たないで、public sector in the economy と government sector in the economy とを全く同じ意味に慣用していることもその原因になる)。本稿、二二三頁、七一—二頁参照。

任意公債(ここでは内国債)による資金の調達、国家・公共団体を代表する政府が、市場経済領域における経済単位として、公債の発行条件を提示し(また公債投資を優遇する租税措置によって税引廻りを有利にするなどの方法をとって)、他の金融投資よりも有利な投資対象であることによって、私経済的諸単位の資金を公債投資に誘引する。その公債に応募し資金を提供する私経済的諸単位は、有利な投資と判断して市場(交換)経済的関係を通じて任意に資金を提供し、政府はその資金の提供を受ける——市場(交換)経済的関係において——市場(交換)経済的関係を通じて資金を調達する。したがって、政府が資金を調達する過程においては、その公債は信用一般の一つの形態であり、私債と本質的な相違はない。しかし、その資金の提供を受けて政府が資金を調達した結果として、政府が資金の提供者である私経済的諸単位に対して公共経済的関係を持つている(支配と被支配の関係を持つている)。その意味において、前記の通説ともなっている解釈——私債と異なるのは債務者が公共権力体であるか否かによるという解釈が出てくるのである。この解釈においては、資金を提供し——調達する過程における私経済的諸単位と政府との市場(交換)経済的関係と、資金を提供した——その提供を受けた(資金を調達した)結果として生ずる債権・債務の関係において、資金の提供者

(債権者である私経済的諸単位)は、同時に、債務者である政府と公共経済関係を持つていることを明確に意識して区別した解釈になつていなかったのである。

ペーデルゼン—ハンセンの解釈は、社会経済が市場経済領域と公共経済領域によって構成されているにも拘わらず、両者を区別しないで、社会経済を一体として考察し、政府と私経済的諸単位との二つの経済的結合関係があることを区別しないで考察している。内国債と私債とは「本質的な相違がない」という解釈は、市場経済領域における現象として把握し、「本質的な相違がある」という解釈は公共経済領域における現象として把握しようとしている。公共経済は政府を経済主体とし、私経済的諸単位はその従属者をなすものとして(公共経済を一つの総体として)、その領域内の現象として把握して、前記のような理由で「本質的な相違がある」という解釈に到達するのである。

「財政活動の諸形態」の、(3) 財貨および用役を対象とする支出と、(5) 財貨および用役の調達とは全く同じことで区別する必要がないと思うかも知れない。また(5) 財貨および用役の調達と、(6) 財貨および用役の処分とを区別する理由がないと思う人があるかもしれない。財貨と用役に対する支出は、財貨と用役を調達することであり、調達した財貨と用役は、そのまま処分し得る財貨と用役となる——(3) Ⅲ (5) Ⅲ (6) であると考える人もあるかもしれない。ところが、(3) と(5) と(6) の量的関係は(若干の時間的な遅れがあることを別として)常に必ず等しいということにはならない。それは戦時財政の場合に現われる事例によって証明される(戦時財政も重要な財政形態である)。戦時において財貨と用役に対する支出(物件費・人件費の支出)が、概算前払の方法をとる場合がある。財貨および(または)用役に対して政府が発注して概算前払を行ったが、生産能力の不足のために発注した量額の財貨または用役を予定期間内に政府に納入し得ないで著しく遅れる場合がある。現実に戦時中に(例えば太平洋戦争の末期に)、政府の発注を受けて概算前払金は既に受取ったが、その受注物品は遂に政府に納入されずに終わったという実例があることを知っている人もある筈である。また、財貨(または用役)は国

財政学の基本的課題に関する疑問と解釈

内または国外で調達したが、それを処分しないうちにそれらの財貨を海中に沈めてしまったり、爆撃によって焼失してしまふことがある。第一次大戦および第二次大戦において、英仏連合諸国・反枢軸諸国がドイツの潜航艇の攻撃によっていかに大量の財貨および用役を失ったか、それは戦争継続能力の決定的要因であった事実——またわが国が太平洋戦争において内地または外地において調達した財貨および用役を大量に失って、戦争財政需要の充足のために現実に処分することが出来なかつた事実は、多くの人々の記憶するところであらう。(3) 財貨・用役に対する支出額と、(5) 財貨・用役の調達額と、(6) 財貨・用役の処分額とが常に等額(等しい量額)である筈だと解釈することは、深刻な経験的事実を忘却するものである。

もし、現実の事実として、資金の調達量Ⅲ支出量、財貨と用役に対する支出量Ⅲ財貨と用役の調達量Ⅲ財貨と用役の使用量という恒等の関係があると考えるならば、それは誤りである。

財貨・用役または資金の処分によって作出され、国内および国外に提供される国家(公共)給付の諸形態に関する財政学研究者の問題意識には歴史性がある。第十九世紀の第4四半期においてワグナーは、財政は有形財(貨幣)を調達し、それをもって国家がその任務を遂行するために、主として無形財(「公共的諸施設」、用役給付——*Öffentliche Einrichtungen*、*Dienstleistungen*)を作出するという(Adolph Wagner, *Finanzwissenschaft*, 3. Auflage (1883), S. 13)。ワグナーを中心とするドイツの財政学がその後の支配的な財政学となり、財政活動が作出する国家給付は主として用役給付であると理解されていた。しかるに第一次大戦後—一九二〇年代になると、戦時財政の残務整理として戦時公債の元利金、恩給年金、失業保険給付などの貨幣給付となる財政支出が増大した(ヨーロッパ資本主義国家の経費の過半を占めるようになった)。その現実の事実(その社会経済的重要性)を反映して、一九二〇年代後期にはコルム(Coim)の固有の行政給付と貨幣給付の解釈、ピグー(Pigou)の消耗的(実質的)経費と移転的経費の解釈などが現われている。用役給付と貨幣給付については、既に一般に理解されているが、財

貨給付の形態の国家(公共)給付については、一般に問題意識が弱いと思う。しかし、殊に一九四〇年代以後においては、財貨給付の重要性は現実の事実として増大している。米国が国防促進法Ⅱいわゆる武器貸与法によって一九四一年三月から一九四五年末までに反枢軸諸国に提供した貸与総額は四九〇億九六〇〇万ドルであった(一九四六年六月の大統領報告)。その内容は武器弾薬が約四六%、工業および農作物資が約三四%、石油製品が約五%、用役(役務の提供)が約一五%であったという。即ち米国の武器貸与法による貸与総額の約八五%は財貨給付で、約一五%が用役給付であった。一九四〇年代以降に社会保障制度の諸措置が拡大するにつれて、実物給付と云われるものに含まれている薬物・補装具・給食などの財貨給付があり、またそのほかにも国内および国外に提供される財貨給付の形態の国家(公共)給付が増大している現実の事実があるにも拘わらず、その問題意識がおくれている。国家および公共団体の政府が、財貨および用役を使用して、灌漑施設を作出して農業用水を供給することも、農業用水という財貨を提供することⅡ財貨給付である。また上水道施設を作って生活用水を供給することも、また公共施設を作って工業用水を供給することも、生活用水・工業用水という形態の財貨を提供することⅡ財貨給付である。また政府が財貨・用役を使用して電力供給施設を建設して、電力を供給する場合にも、電力を物と見れば財貨給付である。水も電力も財貨の生産において原料としての働きをしている。概して、治水施設は水害を防止し、または水運の便を図るなどの用役を提供し(用役給付)、利水施設は用水または電力などの形態の財貨を提供する(財貨給付)と云えよう。また、いずれの国の政府も不時の災害に備えて救助物資を貯蔵し、罹災者に食糧・衣料そのほかの物資を提供している。それは財貨給付である。

私がかねて疑問としていることは、ゲルロフが、財政学の対象は広義においては(経験対象としては)、公共財政であるが、狭義における財政学の対象(認識対象)としては、公共財政がその目的を充たすために必要とする手段の公共経済的な調達と準備(*Öffentlich-wirtschaftliche Beschaffung und Bereitstellung*)であると解釈していることである(Gerloff, *Handbuch der Fi-*

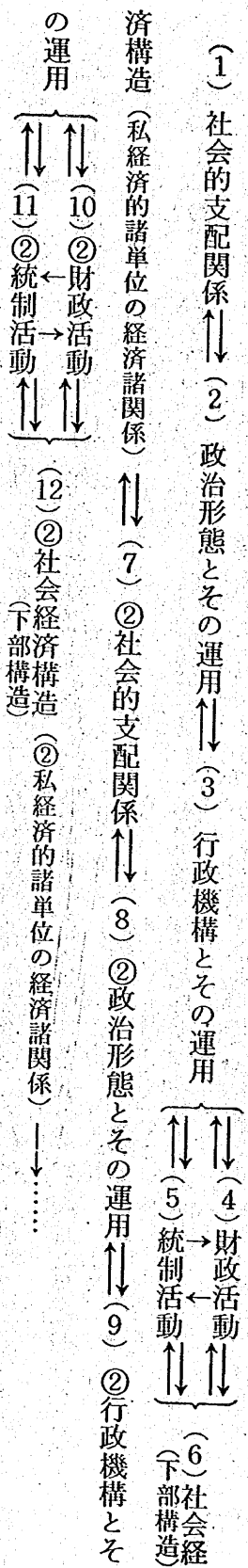
finanzwissenschaft, (1926) S. 9—Die Öffentliche Finanzwirtschaft, Band I (1948) S. 82) のケルロフの解釈において Bereitstellungs (準備) という意味に、資金・財貨・用役の処分を含むか。その処分によって有形の公共諸施設を作りその諸施設を通じて、または有形の諸施設を作らないで、資金の提供・用役の提供または財貨の提供という形態の国家(公共)給付の国内提供と国外提供を含んでいるのであろうか。もし、そのいずれか、またはそれらのすべてを含んでいないならば、ケルロフの解釈は不完全か、或はむしろ誤りであると思う。

三、財政活動の効果および財政学の限界に関する問題

—安藤春夫博士の批判に関連して—

財政活動の主体は国家・公共団体(または権力団体)を代表する政府である。それは社会の上部構造の一つの構成要素であるから、財政活動は社会の上部構造から下部構造に対する働きかけの一つの形態である。財政活動が働きかける下部構造の内容は、私経済的諸単位の社会経済的諸関係である。財政活動は公共経済的過程と市場(交換)経済的過程を通じて、私経済的諸単位の働きかけて、またその働きかけに対する抵抗を受けながら、私経済的諸単位が持つ社会経済関係の構成に何等かの変化を与えることになる(財政活動の働きかけの強度の相違によってその変化の程度は相違する)。ここで特に注意して置きたいことは、財政学の研究者が財政と経済との関係を研究する場合に、左記の表式で云えば(4)財政↓(6)経済の関係(相互依存関係)だけを研究の対象としている場合が多いが、財政と経済との関係はこの関係のみではないことである。

私はワグナーが財政学の任務の規定(理論的任務と実践的任務の規定)において、理論的任務の一つとして、財政の発展法則の設定を示していることは正しいと思う。しかしこの課題はいまに到っても解決されていない。いまここでこの課題を詳しく検討する(紙幅の)余裕がないが、私の一応の結論的な結果を示すものとして次の表式を提示する。



ここでは特に財政と経済との関係の問題だけについて云うと、その関係は(4)↓(6)の相互関係のみを取扱うのは短期の考察である。(1)・(2)・(3)・(5)の要因が一定であるとして——与件が変らないものとする短期の考察である。しかし、(4) 財政活動が(6) 社会の下部構造としての経済構造に(強く)働きかけて、私経済的諸単位間の経済的勢力関係が変動すれば、経済的諸勢力と経済外的諸勢力によって決定されて内容が変化した(7) ②社会的支配関係に導く。その結果は、(8) ②政治形態(その運用)と(9) ②行政機構(その運用) (11) ②統制活動——それぞれ(4) 財政活動においては与件とされていた諸要因の変化に導く(財政活動それ自身が与件としている要因に変化を加える)。その結果は(10) ②財政活動の内容の変化に導く。故に財政と経済の関係は(4)↓(6)の関係だけでなく、(6)↓(7) ②↓(8) ②↓(9) ②↓(10) ②↓(11) ②↓(12) ②の関係があることを忘れてはならない。財政と経済の相互関連または相互依存関係を、短期静態論としてでなく、長期動態論として考察する場合には、この二つの関係があることを認識しておくことは重要な意味があると思う(前記の表式で示した財政の客観的・必然的な発展過程を規定する諸要因についての説明はここでは省略する)。

前記の「財政活動の諸形態」に示されている諸活動は、各個に、または結びついて、私経済的諸単位の経済的諸関係に働きかける。財政活動は公共経済的過程と市場経済的過程において資金と財貨と用役を調達する。その市場経済的過程を通ずる調達そのものは市場経済的現象であって公共経済的現象ではないが、その資金・財貨・用役の市場経済的調達は、公共経済

財政学の基本的課題に関する疑問と解釈

の主体としての政府の処分のための準備活動である。社会経済の market sector における private sector から資金・財貨・用役を調達して、社会経済の public sector における government sector において処分する。その処分のための準備行動であるという意味において——公共経済の主体としての政府の公共経済的処分に係わることによって財政学の研究対象となる。もし政府が市場経済領域における経済単位として、純営利的に企業を営営するために資金・財貨・用役を市場経済的に調達し、公共経済的処分と全く関係を持たない場合には、その市場経済的調達は財政学の研究対象とはならない。

資金の公共経済過程における調達Ⅱ公共経済的調達(その典型的形態は租税および租税に準ずる収入)、財貨・用役の公共経済的調達(いわゆる置れたる経費)も、資金・財貨・用役の公共経済的処分のための準備活動であるが、それらの公共経済的調達はそれ自体として財政現象である。

私は、資金の処分、財貨および用役の処分は、またその資金・財貨・用役の処分によって、いかなる形態の国家(公共)給付が作出されて国内または国外に提供されるかということ、財政学の研究対象となると解釈している。ところが、この解釈について批判が加えられている。

安藤春夫博士は井藤半弥博士の強制獲得経済の学説を全面的に承認している(三田学会雑誌、昭和三十五年八月号、一九五〇年代後期の日本の財政学における財政の本質および体系に関する問題、二二三頁参照)。安藤博士は、先頃「経費の財政学的限界」(東北学院大学論集、昭和三十六年十二月)を発表されたが、殊に私の解釈に対する批判について、ほぼ同一の内容のものが、花戸竜蔵博士記念論文集に載せられる(九月刊行の予定と聞く)。安藤博士と親しく打合わせ、同論文集に載せられる私の論文のうちで、安藤博士の批判に対する私の回答という意味のものを述べた(同論文集を参照されれば幸である)。

安藤博士が最も関心を持っておられるのは、財政活動のうちで支出された経費が、社会経済のなかで作出する経済的・社会的作用ないし効果もまた財政学の認識対象となり得るか否かの問題である。安藤博士は財政学の認識対象とはなり得ない

という否定説をとっている。日本の財政学書では肯定説のほうが多いが、なかでも最も明確に最も強い肯定説の主張者の一人は私(高木)であるとして、従来の私の所論に対して(極めて鄭重なことばで)批判を加えられた(私として考えさせられた点が多く、反省の機会を与えられたことを感謝する)。

安藤博士が、経費には財政学的な側面があるというのは、収入と直接・間接の関係を有する側面があるということであり、「財政の本質概念である強制獲得性と直接・間接に關係を有する側面がある。財政学における経費論はこの収入に關係ある領域を限界とすべきである」と解釈しておられるのである。

既に読者は気付かれたと思うが、この問題に関する解釈において、安藤博士と私とは逆な立場にある。

安藤博士は、経費は収入—強制獲得収入と直接・間接に關係を持つことによって、その限りに於いて、財政学の認識対象となると解釈する。

私は、収入—強制獲得性ある収入に係わるから(直接・間接の關係があるから)、財政学の認識対象となるのではなくて、資金・財貨・用役の公共経済的処分それ自体として、またその処分によって作出される国家(公共)給付それ自体として、財政学の認識対象となると解釈する。

安藤博士は、経費は強制獲得性ある収入に係わるから、その限りに於いて、財政学の認識対象となると云う。私は強制獲得性がない収入も公共経済的処分(経費)に係わるから、その限りに於いて、財政学の認識対象になると云う。

安藤博士が私に対する質問の一つに、「支弁をもって終わる経費」と「準備過程の経費」も何等かの作用・効果を生じ、これも国家給付ではないか。もし、そうだとすると(安藤博士はそうだと考えるが)、この国家給付と、国家給付の作出経費とは、異質のものであろうか。同質のものではないのか、という主旨の質問がある。ここで安藤博士が「支弁をもって終わる経費」というのは、前記の「財政活動の諸形態」の表式における(4)「財貨および用役を対象としない支出」を意味している

る。「準備過程の経費」というのは、(3) 財貨および用役を対象とする支出↓(5) 財貨・用役の調達のことを意味している。経費の内容―実体は使用される資金・財貨・用役であることは安藤博士も認めている。また安藤論文の終りに近いところに「経費の質・量・種類……」という章句もある。「支弁をもって終わる経費」⇨「財貨・用役を対象としない支出」の(a) 国内支出と(b) 国外支出の場合には、資金の使用がそのままに、(9) 貨幣給付の(a) 国内提供と(b) 国外提供に直結するのであるから、異質のものであるかという疑問を生ずる余地はないであろう。安藤博士が謂う「準備過程の経費」については、資金を支出して財貨と用役を調達する。その財貨と用役をもって国家(公共) 諸施設を作出しないで、調達した(国内または国外から購入した) ままの同じ形態で財貨を提供する場合がある。民間業者から購入した薬物・補装具・食糧・衣料・教科書そのほかを、社会保障的措置または災害救助のためなどに、そのままの形態で提供する財貨給付の形態である。調達した財貨と用役を使用して各種の公共施設を作り、その諸施設を通じて、調達した財貨とは、異なった形態の財貨の給付(例えば、利水施設による各種用水の提供など) となる場合もある。財政支出によって私経済的諸単位から調達された用役も財貨も、提供される財貨も、市場価格を持ち得るもの―商品となり得るものであるという意味の限りに於いて、形態は異なっても、同質のもの、と認めることができよう。(但し貨幣給付も財貨給付の場合にも、その貨幣と財貨の提供が現わす社会経済的機能―社会経済的意味―社会経済的性質は異なる。)

しかし、調達した財貨と用役を使用して、用役給付を作出し提供する場合には、貨幣給付および財貨給付の場合とは相違する。前記のように、ワグナーは、財政は有形財(貨幣)を調達して……主として無形財(公共諸施設―用役給付)に転換するといふ。それはまた、市場価格を持ち得る財貨および用役を調達し使用して、市場価格を持ち得ない(商品とならない) 国家(公共) 用役に転換するといふ意味を持つている。例えば、U・K・ヒックスは、国防費ほど経済活動の水準の決定に強力な影響を与える事業はないと云い、また国防費は専門的な問題(a technical matter)で、われわれ専門外の者には批判することは困難であると云っている(U・K・Hicks, Public Finance, 2nd Edition (1955) p. 16—British Public Finances (1954) p. 30. 遠

藤・長谷田訳二八頁参照)。このヒックスの章句は、国防費としての財貨・用役に対する支出の効果(有効需要効果)は経済量として測定し得るが、その支出によって調達された財貨・用役の使用によって作出された国防施設を通じて提供される国防という国家用役の効果は、経済量をもって計量し得ない。したがって財政学者・経済学者としてこれを批判することは困難であると云う意味にも解せられる。われわれが財政活動の諸形態の効果を検討する場合に、その問題の所在を把握しなければならぬ一例になると思う。

国防費・司法警察費そのほか、商品となる財貨・用役を調達し使用して、商品とならない国家(公共) 用役を作出し提供する場合には、異質のもの、と解釈すべきであろう。但し、用役の提供⇨用役給付が、私的支出に代わる場合―国家(公共) 用役が提供されるために私的経済的諸単位の市場経済的支出が省かれる場合には、その限りに於いては、その用役は商品となり得るものという意味の限りで、同質のものであると云えよう。(但しその国家用役の提供が現わす社会経済的機能―能―社会経済的意味―社会経済的性質は異なる。)

安藤博士の論文で「疑問と批判」として提示された第一の疑問は、経費の作用効果が財政学の認識対象となり得るかという質問である。既に本稿一頁でポゼティブな課税とともに、ネガティブな課税の形態の補助金が財政現象であることを示した。ポゼティブな課税の作用↓効果が財政学の認識対象であることを否定しないならば、ネガティブな課税である国内補助金の作用↓効果が財政学の認識対象となり得ないという理由はない。経費の作用・効果が財政学の認識対象となる最も簡単な証明になろう。私は再三述べた理由によって、資金・財貨・用役の公共経済的処分(公共経済の主体としての処分)それ自体として財政学の認識対象となると解釈している。そして資金・財貨・用役の調達と処分が、またそれらの公共経済的処分によって作出され提供される国家(公共) 給付が、私経済的諸単位が形成している経済諸関係に働きかける(作用する)ことによつて生ずる第一―直接的効果は、財政学の認識対象となる。しかし、その波及効果および誘発効果は、市場経済関係を通じて現われてくることで市場経済現象である。それらの第二―間接的效果は、財政活動の効果判断に係わるものと

して、その限りにおいて、財政学の認識対象となると私は解釈している。

第二の疑問として、安藤博士は「経費によっていかなる国家給付を作出するかを研究することは、いかなる作用効果を生み出すかを研究することに云い換えることができる」……「経費の作用によって起る利用量を評定すること或は批判することと同意味のものとなるであろう。もともと財政学や経済学では、国家給付とこのような利用ないし効用は同意語と解してよいと考えられる」と云っておられるが、この一節の解釈に私は異議がある。資金の処分がそのままの形態で貨幣給付となる場合を除いて、資金を処分して財貨・用役を調達し、その財貨・用役を処分して公共諸施設を作出する場合がある（多い）。その場合には財貨と用役の処分（使用と貯蔵）が、そのまま用役給付・財貨給付の作用―効果とは同義語ではない。用役給付・財貨給付の形態の国家（公共）給付が国内または国外に提供される結果として、或る効果が現われる。その効果が利用ないし効用を持つのである。

第三の疑問として提出されているものには、第二の疑問の延長が含まれている。私（高木）の経費論の解釈からすれば、経費の決定も評量も当然に財政学の認識対象になるのではないかという質問である。安藤博士は経費の決定はどこまでも国家政策である。経費は国家政策によって与えられたものと見なければならぬと云う（また樹立された国家政策が収入や経費を決定するのであるとも云っている）。私の説明が足りなかったためであろうが、私の解釈が誤解されているようである。私は価値判断は財政学の課題ではないと考えている。安藤博士が指摘する経費の評量（評価）、利用量の評定、効用ないし利用の評定などは価値判断の問題である。同一の事実についても、価値判断は判断者のイデオロギーおよび利害関係などによる主観的な性質を持っている。価値判断ではなくて、効果判断は——財政活動の社会経済的效果を客観的事実として認識し判断することは財政学の認識対象であると私は考えている。効果判断は合目的な財政政策の形成過程における基礎的に重要な考慮事項になるが、私は財政政策の決定——また経費の決定そのものが、財政学の認識対象であると考えているのではない。

日本の法人税負担とその転嫁

古 田 精 司

- 一、法人税転嫁の長期的側面
 - 二、説明変数の選択と定義
 - 三、回帰分析による推定
 - 四、結論の有意性
- 附表

最近、わが国においても、法人企業課税のあり方について、再検討が行われるべき必要が、各方面から主張されてきている。その問題点の第一に挙げられるものは、経済活動の直接のいない手である企業の法人税負担は、企業の自己資本の充実を図り、経済発展を促進する上で、障碍として働いていないかという疑念である。

たしかに戦前から戦後にかけての、租税構造の変革は、直接税中心の原則にそって、法人税収入の国税中に占める割合を、急激に押し上げるにいたった。戦前・戦後にわたる法人税収入の、全租税収入に占める割合をみると、昭和九一十一年度では、僅か一〇・三%であったものが、昭和三十二年度では、三〇・三%に達し、以降法人税が、所得税に代って税収の首位